

令和2年12月15日招集

第9回若桜町議会定例会会議録

(令和2年12月15日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第 111 号	令和 2 年度若桜町一般会計補正予算（第 5 号）	原案可決
2	議案第 112 号	令和 2 年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
3	議案第 113 号	令和 2 年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
4	議案第 114 号	令和 2 年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
5	議案第 115 号	令和 2 年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	原案可決
6	議案第 116 号	令和 2 年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
7	議案第 117 号	若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙活動の町費負担に関する条例の制定について	原案可決
8	議案第 118 号	若桜町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
9	議案第 119 号	若桜町延滞金徴収条例等の一部改正について	原案可決
10	議案第 120 号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
11	議案第 121 号	鳥取県町村総合事務組合規約の一部改正について	原案可決
12	議案第 122 号	工事請負契約の変更契約の締結について	原案可決
13	議案第 123 号	若桜町固定資産評価審査委員会の委員の選任について	原案同意

令和2年第9回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	令和2年12月15日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午前10時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	前住 孝行
	2番	青木 一憲	7番	中尾 理明
	3番	山根 政彦	8番	山本 晴隆
	4番	山本 安雄	9番	川上 守
	5番	小林 誠		
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	教 育 長	新川 哲也
	副 町 長	盛田 聖一	教育委員会次長	谷口 国彦
	総務課長	藤原 祐二	農林建設課長	竹本 英樹
	町民福祉課長	小林 貴之	ふるさと創生 課長	谷本 剛
	にぎわい創出 課長	川戸 康之	税 務 課 長	前田 弥生
	会計管理者	上川 恭子		

会議の顛末

本会議（12月15日）

議長（川上守）

おはようございます。ただいまの出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、令和2年第9回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規程により、議長において、前住孝行議員、中尾理明議員を指名します。

日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの4日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの4日間に決定しました。

日程第3

諸般の報告をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

続いて、議員派遣報告を行います。

若桜町議会9月定例会において議決し、派遣を決定していました議員派遣について、報告書が提出されています。

若桜町議会報告第24号 東部町議会議長会議員研修会、若桜町議会報告第25号 鳥取県町村議会議員研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等について報告します。

今期定例会において受理した請願等は、お手元に配布の「請願等文書表」とおりです。

会議規則第92条第1項の規定により、総務産業教育民生常任委員会に審査を付託しました。

日程第4

議案第111号 令和2年度若桜町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

世界で初めて新型コロナウイルスの感染例が確認されてから約1年が経ちました。この間、新型コロナに振り回され、人々の生活も大きく変わり、今もなお苦しめられている状況が続いております。

国は、感染拡大の予防と社会活動、経済活動の両立を唱え、特に経済では影響を大きく受けた公共交通機関や宿泊事業者などの旅行関係者に手厚い支援を行い、G・O・T・Oトラベル、イートなどの事業を展開したものの、G・O・T・Oを始めた頃から新型コロナの陽性者が増え始め、G・O・T・Oトラベルに至っては一時停止が決まった次第でございます。

また、住民の生活は、マスクの着用や手指消毒、さらに感染者が増えてきたら外出を控えるといったことが知らぬ間に当たり前になってまいりました。この状況はしばらく続くと思われませんが、これまで築いてきた人と人とのつながりや関係が徐々に希薄になっていくといったことは、この新型コロナの怖い部分の一つかもしれないと思うところでございます。

さて、本日ここに、令和2年第9回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、令和2年度一般会計補正予算並びに諸議案等のご審議をいただきま

すことに対し、感謝を申し上げる次第でございます。

いわゆる第3波の渦中で、北海道と大阪府では医療体制が逼迫し、近隣の県に看護師や保健師の派遣を要請、さらに自衛隊にも同様の要請をするといった事態になってまいりました。これは、感染症とは言え、既に災害の域に達していると考えざるを得ないところでございます。

鳥取県においては、第3波が始まったとされる10月後半以降、30人を超える感染者が確認されており、保健所は人数を増員して積極的疫学調査を行い、濃厚接触者や検査を希望される方にPCR検査を実施しているところでございます。本町においても他人事ではなく、最近では近隣町も含めてPCR検査を受けることになった人も多くなっており、いよいよ新型コロナがそこまで近づいていると感じるところでございます。

そんな中ではございますが、12月19日土曜日には「わかさ氷ノ山スキー場」のスキー場開きと「安心観光・飲食エリア宣言」のセレモニーを同時に行うことにしております。待望の雪に恵まれ、2年ぶりに雪のあるスキー場開きができることを大変うれしく思っております。

また、今年は若桜鉄道を利用して来ていただくとバス代、スキー、スノーボード、さらにウェア等のレンタル代がほぼ無料になるサービスも始めているところでございます。手軽に普段着でスキー場に来ていただければ、スキーやスノーボードが楽しめるようになっております。氷ノ山も生き残りを賭けて必死で頑張っております。議員の皆様にも、ぜひ情報発信、PRをしてもらえればと思うところでございます。

さらに12月5日には、わかさ子ども園で生活発表会がございました。コロナ対策として、保護者の皆様の入替制で行わせていただいたところでございますが、子どもたちはコ

ロナ禍でもぐんぐん成長しております。暗いニュースの多い中で、久しぶりに笑顔になれる機会でもございました。

また、12月6日には、若桜鉄道90周年の記念行事として、若桜鉄道を無料開放いたしました。多くの観光客の方が来られ、久しぶりににぎわいのある駅前を見ることができました。しっかり感染対策をすれば、このようなイベントもできると確信したところでございます。

コロナ禍においても、住民の皆さんや観光客の方が集えるような機会をつくることは絶対に必要だと思いますので、来年度はできる対策を行った上で、イベントなどの実施も積極的に考えていきたいと強く感じたところでございます。

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第111号 令和2年度若桜町一般会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,708万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を43億7,142万8千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。分担金及び負担金では、情報通信基盤施設工事分担金として130万9千円を増額いたしました。国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金として93万5千円を追加、地方創生推進交付金を275万6千円減額し、その他の補正と合わせまして、総額151万5千円の減額となりました。

県支出金では、若者地域定着促進事業費補助金として90万2千円を追加、単県斜面復旧事業補助金を86万6千円増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額321万2千円を追加いたしました。

寄附金では指定寄附金として10万円を追加、繰入金では、歳入歳出額の財源調整とし

て、財政調整基金繰入金に2,340万7千円を追加しております。

諸収入では、建物災害共済金として37万5千円増額するなど、その他の補正と合わせまして、総額56万8千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の補正を各費目にわたり行っており、総額92万5千円を追加いたしました。

議会費では、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、予定されていた多くの研修会等が中止や延期となったため、旅費等関連経費、総額248万4千円を減額いたしました。

総務費では、財政管理費に新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費として399万9千円を、賦課徴収費に町税等のコンビニエンスストアでの支払いシステム導入経費として520万3千円を追加するなど、人件費及びその他の補正と合わせまして、総額625万3千円を追加いたしました。

民生費では、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金として889万7千円、110万円をそれぞれ追加するなど、人件費及びその他の補正と合わせまして総額1,457万9千円を追加いたしました。

衛生費では、保健衛生総務費に470万円、肝臓がん対策事業に140万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額724万7千円を追加いたしました。

農林水産業費では、活性化施設管理運営事業に42万3千円を追加するなど、人件費及びその他の補正と合わせまして、総額89万9千円を追加いたしました。

商工費では、各施設の新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費など、総額1,142万円を追加しております。土木費では、土木総務費に水道料金、下水道料金などコンビニ収納システムの導入経費として957万2千円を追加、町道新設改良事業に265万

8千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,495万1千円を追加いたしました。

消防費では、常備消防費に八頭消防署若桜出張所の建替えに係る立木補償費として、1,232万円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額1,504万円を追加しております。

教育費では、若桜学園及び公民館など教育委員会所管施設の新型コロナウイルス感染症対策に係る備品購入費を追加いたしました。町誌編さん事業において、会計年度任用職員関連経費が575万6千円の減額となったため、その他の補正と合わせて、総額87万5千円を減額いたしました。

公債費では、元金償還金及び加算金として、総額24万円を追加しております。

なお、予備費において歳入歳出総額の調整を行うため、4,018万9千円を減額しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第5

議案第112号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第113号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第114号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第115号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議案第116号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それではただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第112号 令和2年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ302万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億3,015万9千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、事業費補助金、保険者機能強化推進交付金及び保険者努力支援交付金にそれぞれ88万円、77万6千円、82万9千円を追加いたしました。介護給付費の実績見込みに伴い、介護給付費負担金及び調整交付金が減額となったため、総額は34万8千円の追加となりました。支払基金交付金では介護給付費の実績見込みに伴い、208万6千円を減額いたしました。

県支出金では、対象事業費の実績見込みに伴い、介護給付費負担金を111万1千円減額し、地域支援事業交付金に1千円追加いたしました。繰入金では、一般会計からの繰入金として889万7千円を追加し、基金繰入金を302万2千円減額しております。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、介護報酬改定に係るシステム改修及び通所介護サービス事業所へ支援経費として、総額1,074万1千円を追加いたしました。保険給付費では、各種介護サービス給付費の実績見込みにより、771万8千円を減額いたしました。地域支援事業費では、第1号通所事業費について、国庫補助金の交付見込みにより財源更正を行うとともに、任意事業に係る事務費として4千円追加しております。

続きまして、議案第113号 令和2年度若桜町後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総

額に、それぞれ110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,168万5千円とするものでございます。

歳入では、一般会計繰入金に事務費繰入金として、歳出では、総務費にシステム改修経費として、それぞれ同額の110万円を追加しております。

続きまして、議案第114号 令和2年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ6万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,216万3千円とするものでございます。これは、総合行政システムの契約更改に伴う補正であり、歳入では、繰入金に一般会計繰入金として、歳出では、総務費にシステム使用料として、それぞれ6万4千円を追加しております。

続きまして、議案第115号 令和2年度若桜町公共下水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ3万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億6,335万5千円とするものでございます。これも、簡易水道事業特別会計同様に、総合行政システムの契約更改に伴う補正であり、歳入では繰入金に、歳出では、システム使用料として下水道総務費にそれぞれ同額の3万9千円を追加しております。

続きまして、議案第116号 令和2年度若桜町農業集落排水事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ160万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,759万3千円とするものでございます。これは、県道改良工事に伴う下水道管の移転に関する補正であり、歳入では、繰入金に事務費に係る一般会計繰入金として2万6千円、諸収入の施設補償金に、県道改良工事に伴う下水道管の移転補償費として157万7千円を、歳出では、農業集落排水事業費に、システム使用料として2

万6千円、池田中央地区集落排水事業に、15万7千7百円をそれぞれ追加しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第6

議案第117号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第117号 若桜町の議会議員及び長の選挙における選挙運動の町費負担に関する条例の制定について、でございますが、これは、令和2年6月12日に公布された、公職選挙法の一部を改正する法律が、公布日から6月経過した本年12月12日に施行されたことに伴い、本町議会議員及び町長の選挙における選挙運動費用の一部を、町費で負担するために必要な事項を定める本条例を制定することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第7

議案第118号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第118号 若桜町国民健康保険税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、国民健康保険税の減額基準及び公的年金等に係る所得の課税特例を変更するため、本条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第8

議案第119号 若桜町延滞金徴収条例等の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第119号 若桜町延滞金徴収条例等の一部改正について、でございますが、これは、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の改正に伴い、若桜町延滞金徴収条例、若桜町後期高齢者医療に関する条例及び若桜町介護保険条例で規定する延滞金の割合等の特例について所要の改正を行うため、地方自治法第

96条第1項の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第9

議案第120号 損害賠償の額を定めることについて、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第120号 損害賠償の額を定めることについて、でございますが、これは、令和2年8月23日、若葉団地内の駐車場に、同団地の居住者が自身の所有する車両を駐車させるため、町道から駐車場内へ侵入した際、駐車場内横断溝のグレーチングが、通過時の衝撃で跳ね上がり、当該車両の一部を破損させたため、その損害賠償を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

日程第10

議案第121号 鳥取県町村総合事務組合規約の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第121号 鳥取県町村総合事務組合規約の一部改正について、でございますが、これは、鳥取県町村総合事務組合の共同処理する事務に、消防団員に対する退職報償金及び賞じゅつ金の支給事務を加える、同組合規約の一部を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定による協議を行うため、同法第290条の規定により、本議会の議決をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時26分 散会